

離婚協議書

小川太郎(以下甲という)と妻花子(以下乙という)は、離婚について協議した結果、次のとおり合意したことを確認する。

記

第一条 甲と乙は協議離婚をすることとし、離婚届に各自署名押印した。

第二条 甲乙間の未成年の子一郎(平成10年6月22日生、以下丙という)の親権者を乙と定める。

第三条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成20年5月から丙が成年に達する日の属する月まで、丙が大学に進学した場合は丙が大学を卒業する月まで毎月5万円ずつ、毎月月末に限り乙の指定する金融機関の丙名義の口座に振り込み送金して支払う。

第四条 甲は乙に対し、(1)財産分与として、甲所有名義の下記不動産を譲渡し、平成20年4月30日までに、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続きをする。

不動産の表示

- ・土地 宅地 150 m²
所在・番地 埼玉県川越市伊勢原町×××
- ・建物 同所同番 家屋番号×××
木造2階建瓦葺1階××m²、2階××m²

(2)慰謝料として、金100万円を支払う。支払期限は平成20年4月30日限りとする。

第五条 甲と乙は、離婚にともなう財産上の問題は、第四条の定めるところで全て解決したことを確認し、他に何らの請求をしない。

第六条 甲は乙に対し、甲が毎月1回丙と面接交渉をすることを認容する。面接交渉の日時、場所、方法は、丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し協議決定する。上記のとおり合意したので、本書2通作成し、甲乙各自保有する。

平成20年4月20日

住所 埼玉県川越市伊勢原町×××
甲 小川太郎 ④

住所 埼玉県川越市伊勢原町×××
甲 小川花子 ④